令和８年２月２７日　掲載

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

令和８年度配偶者等からの暴力（ＤＶ）加害者プログラム業務委託に係る質問への回答

No.	質問	回答
1	企画提案競技実施要領　12　契約保証金 「契約締結の日までに契約保証金を納付すること」とありますが、納付方法や金額、免除の可否など、詳細についてご教示いただけますでしょうか。	○納付方法 埼玉県が発行する「納付書兼領収書」により、契約保証金相当額を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納付していただきます。 なお、納付された契約保証金は、業務等の完了後に受託者の請求により返還いたします。 ○金額 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）に契約保証金の率（100 分の１以上）を乗じた額（埼玉県財務規則第 81 条第１項第２号）となります。 なお、契約金額については、各単価に予定人数を乗じた額の総額を想定しています。 ○免除の可否 下記の場合は契約保証金を免除することができることとなっています。 (1)契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき（埼玉県財務規則第 81 条第２項第１号）。 (2)契約金額が少額（100 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満）であるとき、又は契約の相手方が契約を履行しないこと

		となるおそれがないとき（埼玉県財務規則第81条第２項第６号）。 なお、具体的には、契約候補者確定後に候補者に状況を確認した上で決定いたします。
2	仕様書　５（１）ＤＶ加害者プログラムの実施 「定員は40名程度」とありますが、見積書を作成するにあたり、実際の参加者数がこれを下回る場合でも問題ないか、ご確認させてください。	見積書は40名程度の定員として単価を設定し、積算いただきますが、実際の参加者数が定員を下回ることは問題ありません。 なお、支払額は単価と実際の参加者数とを掛けた金額となります。
3	仕様書　５（４）加害者プログラム（グループワーク）実施の方法及び条件 エ「被害者と直接接することが無いものであること」との記載について、具体的にどのような配慮や体制を求められているか、ご教示いただけますでしょうか。	「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」（令和５年５月・内閣府男女共同参画局）16ページによると、パートナー（被害者）とのコンタクト担当者を置く場合には、加害者コンタクト担当者との役割分担を明確にし、加害者・被害者に関する情報を他方に伝えないよう徹底する必要があります。 そこで、被害者からの相談を受ける場合は、可能な限りファシリテーターが被害者と直接接触しないようにし、別の担当者が対応するなど、配慮を求めるものです。
4	仕様書　５（６）報告書の作成及び提出 ア「概要報告書」と、（７）ア「申込に関する報告」の違いについて、それぞれの目的や記載内容の違いをご教示いただけますと幸いです。 イ「実績報告書」の提出期限が令和９年３月31日と記載されていますが、実施期間や利用者募集のスケジュールを踏まえ、例えば２月末（２月28日）を実施終了日とすることは可能でしょうか。	「概要報告書」はプログラムの申込者数及び講座の参加状況についての月例での報告と、個別カウンセリングの結果についての報告を行うもので、「申込に関する報告」はプログラムへの問合せ及び申込みの都度電子メールで報告を行うものです。 講座の実施終了日については、スケジュール上必要な範囲で３月31日より早期に設定することは差し支えありません。

5	契約書（案） 　委託料の支払いは「完了後一括支払い」が原則との理解でよろしいでしょうか。中間払いや前払金の適用条件がある場合は、併せてご教示いただけますと幸いです。	支払は契約書第９条及び第 10 条に基づき、業務完了後検査に合格したことをもって支払うこととしています。 　ただし契約候補者決定後に協議し、検査の頻度を月１回、四半期、半期等任意の期間に設定し、検査の都度支払うことを検討することは可能です。
6	契約書（案） 　成果物の提出形式（電子データ・紙媒体）、提出部数、提出先について、仕様書等で指定がございましたらご案内いただけますでしょうか。	本業務委託の報告書等については、仕様書「５（６）報告書の作成及び提出」において定めた様式及び「（７）加害者プログラム実施に付随する業務」のとおりで、報告書類等はすべて電子データで埼玉県人権・男女共同参画課困難女性支援推進担当の所定のメールアドレスに提出（電子データによりがたい場合は紙データ１部を当担当宛て郵送または持参）してください。
7	本事業における広報・集客について 　本事業の広報や参加者募集に関して、埼玉県としてどのような計画・対応を予定されているか、具体的にご教示いただけますと幸いです。	本事業の広報や参加者募集に関して、下記の実施を予定しています。 ・県ホームページでの周知 ・県内配偶者暴力相談支援センター及び市町村役場の相談窓口でのご案内及びチラシの配架 ・その他関係機関でのご案内及びチラシの配架